

『会社法決算の実務〈第11版〉』お詫びと訂正

本書におきまして誤りがありました。下記の赤で示した文字・矢印が正しい内容です。謹んでお詫びするとともに訂正いたします。

株式会社中央経済社

846頁～855頁

2. 会計基準適用時期一覧表

2016年3月31日以降を決算日とする事業年度から適用となる会計基準等について、公表機関ごとに、公表順に記載（2017年1月23日現在）。

◎：強制適用，○：早期適用，△：遅延適用

公表日	新／改正	会計基準等	概要	適用時期	決算年月日					
					～2016/3/30	2016/3/31 ～2017/3/30	2017/3/31 ～2018/3/30	2018/3/31 ～2019/3/30	2019/3/31 ～2020/3/30	
846・847頁										
2012/5/17	新	企業会計基準第26号 「退職給付に関する会計基準」 企業会計基準適用指針第25号 「退職給付に関する会計基準の適用指針」	退職給付会計基準等の見直し（未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の処理方法など）。	以下を除き2013/4/1以後開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用。ただし、2013/4/1以後開始する事業年度の期首から適用可。 退職給付債務および勤務費用の計算方法の見直しならびに複数事業主制度の定めなど： 2014/4/1以後開始する事業年度の期首から適用。ただし、当該期首からの適用が実務上困難な場合には、所定の注記を条件に、2015/4/1以後開始する事業年度の期首から適用可。2013/4/1以後開始する事業年度の期首から適用も可。	○（期首） ◎（年度末）					→
					◎（期首）	△（期首）				→
848・849頁										
2015/3/26	改正	実務対応報告第18号 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」	米国会計基準における非公開会社ののれん償却に係る改正、少数株主損益の会計処理の取扱い項目の削除。	2015年4月1日以後開始連結会計年度の期首。早期適用可。	○（期首）	◎（期首）				→
2015/3/26	改正	企業会計基準適用指針第25号 「退職給付に関する会計基準の適用指針」	複数事業主制度の会計処理および開示（確定拠出制度に準じた場合の開示）に関する改正。	公表日以後最初に終了する事業年度末から適用。	◎（2015/3/26以後最初に終了する年度末）					→
2015/3/26	改正	企業会計基準第1号 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」	単体開示の簡素化に関する改正。	公表日以後最初に終了する事業年度末から適用。	◎（2015/3/26以後最初に終了する年度末）					→
2015/12/28	新	企業会計基準適用指針第26号 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」	監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」を基本的に踏襲した上で、一部見直しが行われた。	2016年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用。ただし、2016年3月31日以後終了する連結会計年度および事業年度の年度末に係る連結財務諸表および個別財務諸表から適用可。		○（2016/3/31以後終了する年度末）	◎（期首）			→

850・851頁

公表日	新/改正	会計基準等	概要	適用時期	決算年月日					
					～2016/3/30	2016/3/31 ～2017/3/30	2017/3/31 ～2018/3/30	2018/3/31 ～2019/3/30	2019/3/31 ～2020/3/30	
2016/3/14	新	企業会計基準適用指針第27号 「税効果会計に適用する税率に関する適用指針」	繰延税金資産および繰延税金負債の計算に用いる税率について、従来の公布日基準から、決算日において国会で成立している税法に基づく税率に変更する取扱いを新設。	2016/3/31以後終了する連結会計年度および事業年度の年度末に係る連結財務諸表および個別財務諸表から適用。		◎ (2016/3/31以後終了する年度末)				
2016/3/28	改正	企業会計基準適用指針第26号 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」	早期適用企業における比較情報の取扱いを明確化する改正。	2015/12/28公表の企業会計基準適用指針第26号と同じ。		○ (2016/3/31以後終了する年度末)	◎ (期首)			
2016/6/17	新	実務対応報告第32号 「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」	平成28年度税制改正に合わせて、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備および構築物に係る減価償却方法を定額法に変更する場合の取扱いを新設。	公表以後最初に終了する事業年度のみ適用。ただし、2016/4/1以後最初に終了する事業年度が本実務対応報告の公表日前に終了している場合には、当該事業年度に適用することが可。		◎ (2016/6/17以後、最初に終了する事業年度のみ適用) ○ (2016/4/1以後最初に終了する事業年度が公表日前に終了している場合)	← (2016/6/17～2017/6/16) → (2016/4/1～2016/6/16)			
2016/12/16	新 改正 改正	実務対応報告第33号 「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い」 企業会計基準第26号 「退職給付に関する会計基準」 企業会計基準適用指針第1号 「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」	リスク分担型企業年金に関する会計処理等を新設。	2017/1/1以後適用。		◎ (2017/1/1以後)				

852～855頁

2016/3/25	改正	会計制度委員会報告第6号 「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」 会計制度委員会報告第10号 「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」 会計制度委員会報告第11号 「中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針」 会計制度委員会報告第14号 「金融商品会計に関する実務指針」 会計制度委員会 「税効果会計に関するQ&A」 「土地再評価差額金の会計処理に関するQ&A」	「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」および「税効果会計に適用する税率に関する適用指針」に対応するための改正。	2015/12/28公表の企業会計基準適用指針第26号と同じ。 ただし、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に用いる税率については、企業会計基準適用指針第27号を適用する年度から適用。		○ (回収可能性適用指針：2016/3/31以後終了する年度末) ◎ (税率適用指針：2016/3/31以後終了する年度末)	◎ (回収可能性適用指針：期首)			
-----------	----	--	--	---	--	---	------------------	--	--	--